

市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務
実施方針

令和元年(2019年)5月21日

茨 木 市

目 次（１）

【募集に関する方針】

1	はじめに	1
2	目的	1
3	公告日	1
4	発注者	1
5	業務概要	1
6	選定方法	2
7	実施スケジュール	2
8	参加資格	3
9	一次審査	8
10	二次審査	8

目 次（２）

【要求水準に関する方針】

I	総則	9
1	要求水準書について	9
2	関連法令・基準等	9
II	事業概要	9
1	基本方針	9
2	業務範囲	10
3	敷地条件	10
4	施設概要	11
5	スケジュール	12
III	施設整備	13
1	施設整備の基本性能	13
2	施設整備の基本要件	13
3	ホール等施設	17
4	子育て世代包括支援センター	23
5	図書館	26
6	市民活動センター	27
7	プラネタリウム	27
8	共用・その他施設	28
9	外構施設	28
10	広場施設	28
IV	業務実施	29
1	基本事項	29
2	各種調査業務	30
3	設計業務	30
4	施工業務	31
5	工事監理業務	32
6	その他関連業務	32

募集に関する方針

1 はじめに

市民会館跡地エリア整備事業（以下「本事業」という。）に係る複合施設等（以下「本施設」という。）の設計・施工業務（以下「本業務」という。）の一括発注については、公募型プロポーザル方式による参加者からの提案に基づき、事業者となる受託候補者の選定を行うものである。

本実施方針は、より多くの事業者から提案を得るために、募集要項及び要求水準書の案に基づき、公告前に方針を示すものである。ただし、これは案に基づき作成した方針であるため、今後、変更になる場合がある。

2 目的

本施設の建設に当たり、民間ノウハウを活用したより魅力ある施設の実現、高い品質の確保、工期短縮やコスト削減の期待ができる設計・施工一括による性能発注を行うものである。

発注にあたり、「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」（平成30年12月策定）や「市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務要求水準書」（令和元年7月下旬公表予定、以下、「要求水準書」という。）に示す内容に加え、本市の意向を十分に理解した上で、民間事業者の豊富な経験、独自の技術やノウハウを活用し、優れた技術提案を公募型プロポーザルにより幅広く求め、受託候補者を選定することを目的とする。

3 公告日

令和元年7月下旬予定

4 発注者

（1）発注者

茨木市

（2）事務局

茨木市 企画財政部 市民会館跡地活用推進課

5 業務概要 ※詳細は要求水準に関する方針（9ページ）を参照のこと。

（1）業務名

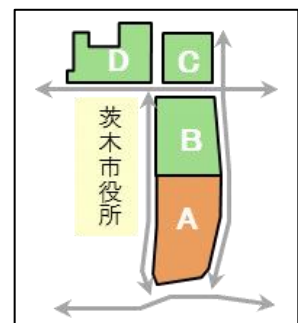
市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務

（2）業務場所

- ・茨木市駅前三丁目9
- ・敷地A：現中央公園南側緑地（本施設の建物等を建設）
- ・敷地B：現中央公園南グラウンド（都市計画公園として再整備）

（3）対象施設

- ・施設規模：延床面積 16,500 m²程度（敷地Bの大屋根等を除く）
- ・敷地A：ホール等施設（大ホール 1,200 席、多目的ホール他）、子育て世代包括支援セン



ター、市民活動センター、図書館、プラネタリウム、共用その他施設、外構施設
(駐車場、駐輪場、植栽等)

- ・敷地B：大屋根、芝生広場、屋外遊び場、屋根付通路等の広場施設

(4) 業務内容

- ・設計業務：基本設計、実施設計及び関連業務（市民ワークショップ等企画運營業務等）
- ・施工業務：建設工事、備品調達・設置及び関連工事（既存樹木の移植・伐採等）
- ・工事監理業務
- ・その他関連業務（開館準備への協力）

(5) 履行期間

- ・契約締結の日から令和6年3月末日まで（令和5年9月末竣工引渡予定）
- ・設計施工期間：契約締結日～令和5年9月末 ※工期短縮の提案可能
- ・開館準備協力期間：令和5年10月～令和6年3月

(6) 上限価格

未定

(7) その他

- ・本事業は敷地A・Bを対象としているが、まちづくりの広い視点から整備を進めるため、第2期整備事業として予定している敷地C・Dを含む全体まちづくりイメージも参考提案として求める予定。

6 選定方法

本業務の受託候補者及び次点者の選定は、中立かつ公正に審査を行うために、「茨木市市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査基準に基づき評価、選定を行う。

選定は一次審査（実績等、事務局審査）及び二次審査（技術提案等、選定委員会審査）による2段階審査とする。

7 実施スケジュール

・公告・公募手続きの開始	令和元年7月下旬
・一次審査書類（参加表明書等）の提出	令和元年8月末日
・一次審査結果の通知	令和元年9月上旬
・二次審査書類（技術提案書）の提出	令和元年12月上旬
・技術提案に関するプレゼンテーション・二次審査	令和2年1月18日
・受託候補者の選定（二次審査結果の通知・公表）	令和2年1月中～下旬
・仮契約の締結	令和2年2月上旬
・本契約の締結	令和2年3月中旬
・市民参加型シンポジウム開催	令和2年3月下旬

注）時期は予定であり、状況により前後することがある。

8 参加資格

(1) 基本的要件

- ・参加者の構成：設計企業と施工企業による共同企業体
- ・共同企業体については、市内企業を加えることを条件としない。なお、二次審査において、市内企業の活用等を審査項目とする予定である。
- ・設計企業：設計業務、工事監理業務を担当する単体企業又は共同企業体（共同企業体の場合は、共同実施方式、分割実施方式、併用方式による）

※共同実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式

分割実施方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、各構成員が分担した業務のみを実施する方式

併用方式 共同企業体の各構成員が設計業務又は工事監理業務内の業務ごとに、共同実施又は分割実施することにより事業を行う方式

- ・施工企業：施工業務を担当する単体企業又は共同企業体（共同企業体の場合は共同実施方式とし、施工企業が工事監理業務を行う単体又は共同企業体の構成員となることは不可）
- ・共同企業体の結成方法：自主結成
- ・共同企業体の代表者：施工企業の代表構成員（応募に関する手続きを代表して行うとともに、本事業全体のマネジメントを行う統括管理技術者を配置する）
- ・設計企業が共同企業体の場合：建築分野を担当する企業を代表構成員とする。
- ・施工企業が共同企業体の場合：出資比率が最大の企業を代表構成員とする。
- ・設計業務、工事監理業務の再委託：主たる業務分野である建築分野の業務の再委託は不可。
- ・業務実績の用途（各企業及び配置技術者）

同種施設：平成 31 年国土交通省告示第 98 号の別添二 建築物の類型「十二 文化・交流・公益施設」の第 2 類に掲げる建築物の用途で、プロセニウム型式の舞台を有する「劇場」

類似施設：同上第 2 類に掲げる建築物の用途で、「映画館、劇場（プロセニウム型式の舞台を有するものを除く。）、美術館、博物館、図書館」

(2) 共通の参加資格要件

- ・地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ・参加希望者は、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は本業務についてのみ要件を満たしているものとして取り扱う。
- ・参加表明書等の提出期限の日から受託候補者選定の日までの期間に、茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱若しくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、同様の期間に指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。

- ・ 茨木市暴力団排除条例第 2 条の規定に該当する者でないこと。
- ・ 茨木市暴力団排除条例第 8 条に基づく入札等排除措置を受けていない者であること。
- ・ 公告日現在において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 参加者である共同企業体の構成員のいずれも、他の参加者でなく、また他の参加者である共同企業体の構成員でないこと。
- ・ 参加者である共同企業体の構成員のいずれも、他の参加者である共同企業体の構成員と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ・ 本事業に係る発注者支援業務の受託者（受託企業：株式会社ニュージェック、協力企業：株式会社シアターワークショップ）、又は受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ・ 茨木市の組織及び市議会に属する者でないこと。

（３）設計企業の参加資格要件

- ・ 建築士法第 23 条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・ 参加希望者は、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は本業務についてのみ要件を満たしているものとして取り扱う。
- ・ 設計企業の代表構成員は、平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡し完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る基本設計又は実施設計実績があること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率 20%以上を対象とする）。
- ・ 下記に示す各技術者を配置できること。
- ・ 配置予定設計技術者は、本事業の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ・ 主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。また、構造、電気設備、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者の所属する協力事務所が、他の参加者の協力事務所となっていないこと。

【設計業務管理技術者】

- ・ 設計業務管理技術者は設計業務を統括管理する（建築設計主任技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務可）。
- ・ 一級建築士であること。
- ・ 平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡し完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 ㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る基本設計又は実施設計実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・ 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【建築設計主任技術者】

- ・ 設計業務のうち、建築分野を担当する（設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務可）。

- ・一級建築士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る基本設計又は実施設計実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【構造設計主任技術者】

- ・設計業務のうち、構造分野を担当する（構造工事監理主任技術者と兼務可）。
- ・構造設計一級建築士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の構造分野に係る基本設計又は実施設計実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【電気設備設計主任技術者】

- ・設計業務のうち、電気設備分野を担当する（電気設備工事監理主任技術者と兼務可）。
- ・設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の電気設備分野に係る基本設計又は実施設計実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【機械設備設計主任技術者】

- ・設計業務のうち、機械設備分野を担当する（機械設備工事監理主任技術者と兼務可）。
- ・設備設計一級建築士又は建築設備士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の機械設備分野に係る基本設計又は実施設計実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【コスト管理主任技術者】

- ・コスト管理担当として、本業務のコスト管理を行う。
- ・コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した延床面積 4,000 m²以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- ・設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【工事監理業務管理技術者】

- ・工事監理業務管理技術者は工事監理業務を統括管理する（設計業務管理技術者、建築設

計主任技術者及び建築工事監理主任技術者と兼務可)。

- ・一級建築士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る建築分野の工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む）
- ・工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【建築工事監理主任技術者】

- ・工事監理業務のうち、建築分野を担当する（設計業務管理技術者、建築設計主任技術者及び工事監理業務管理技術者と兼務可）。
- ・一級建築士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る建築分野の工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【構造工事監理主任技術者】

- ・工事監理業務のうち、構造分野を担当する（構造設計主任技術者と兼務可）。
- ・一級建築士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 600 席以上の「同種施設」又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の構造分野に係る工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・工事監理企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【電気設備工事監理主任技術者】

- ・工事監理業務のうち、電気設備分野を担当する（電気設備設計主任技術者と兼務可）。
- ・一級建築士又は建築設備士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の電気設備分野に係る工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【機械設備工事監理主任技術者】

- ・工事監理業務のうち、機械設備分野を担当する（機械設備設計主任技術者と兼務可）。
- ・一級建築士又は建築設備士であること。
- ・平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数 300 席以上の「同種施設」又は延床面積 4,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事の機械設備分野に係る工事監理に携わった実績があること（前職での経歴を含む）。
- ・工事監理を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業、若しくは再委託先と

なる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 施工企業の参加資格要件

- ・建設業法別表第一に規定する建築工事業に該当する許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相応の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- ・参加希望者は、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は本業務についてのみ要件を満たしているものとして取り扱う。
- ・建設工事における経営事項審査数値が1,400点以上であること。
- ・施工企業の代表構成員は、平成11年4月1日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数600席以上の「同種施設」又は延床面積8,000㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工実績があること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率30%以上を対象とする）。
- ・下記に示す各技術者を配置できること。
- ・配置予定施工技術者は、本事業の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

【統括管理技術者】

- ・本事業全体をマネジメントする（監理技術者と兼務可）。
- ・建設業法施行令第27条の3の規定による一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- ・平成11年4月1日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数600席以上の「同種施設」又は延床面積8,000㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工に携わった実績があること。
- ・施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【監理技術者】

- ・本事業における工事施工の監理技術者とする（統括管理技術者と兼務可）。
- ・一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
- ・平成11年4月1日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数600席以上の「同種施設」又は延床面積8,000㎡以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工に携わった実績があること。
- ・施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【施工計画主任技術者】

- ・施工計画担当として本事業の施工計画を行うものとする。
- ・一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- ・平成11年4月1日以降に完成及び引渡しが完了した観客席数600席以上の「同種施設」

又は延床面積 8,000 m²以上の「類似施設」の新築又は増改築工事に係る施工に携わった実績があること。

- ・ 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

【コスト管理主任技術者】

- ・ コスト管理担当として本事業のコスト管理を行うものとする。
- ・ コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
- ・ 平成 11 年 4 月 1 日以降に完成及び引渡しが完了した延床面積 4,000 m²以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。
- ・ 施工企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

9 一次審査

(1) 一次審査について

提出された参加表明書等に基づき、事務局において資格適合者に対する客観評価による一次審査を実施する。一次審査では、評価点の合計が上位 5 位までの者（以下「一次選定者」という。）を選定する。

(2) 一次審査の審査基準

企業体の技術力に関する審査を行う。（予定）

- ・ 配置予定技術者の実績評価（設計企業の各技術者、施工企業の各技術者）
- ・ 設計受賞歴の評価 等

10 二次審査

(1) 技術提案書の提出等

一次選定者は、二次審査のための技術提案書を提出する。

(2) 技術提案書の作成要領

上限価格の範囲内で、要求水準書の内容を満たす前提で技術提案を行うこと。

(3) 公開プレゼンテーション

一次選定者によるプレゼンテーションは、一般公開により行い、技術提案書の内容説明（プレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング）を行う。

公開プレゼンテーションは、令和 2 年 1 月 18 日（土）を予定している。

(4) 二次審査の方法

公開プレゼンテーション終了後に、非公開で選定委員会による二次審査を行う。

二次審査は、技術提案書及び公開プレゼンテーション結果を参考に、選定委員会が審査基準に基づき中立かつ公正に審査し、総合評価点が最も高い一次選定者を受託候補者として選定し、当該選定者に次ぐ一次選定者を次点者とする。

ただし、二次審査において総合評価点が 6 割を下回る技術提案書の一次選定者については、受託候補者及び次点者として選定しない。

要求水準に関する方針

I 総則

1 要求水準について

(1) 要求水準の目的・位置づけ

- ・要求水準は、市が本事業に求める基本的な水準を規定するものであり、事業者は要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対しさらに良質な空間・機能形成に向けた提案を自由に行うことができる。

(2) 要求水準の遵守

- ・事業者は、本業務の実施において要求水準を遵守しなければならない。市は、事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、業務のモニタリングを行うものとする。

(3) 提案内容の優先適応

- ・事業者の技術提案書の内容が要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容における水準を本事業の要求水準として、優先的に適用されるものとする。

(4) 要求水準の変更

- ・市は、本事業の事業期間中に要求水準の見直しを行い、その変更を行うことがある。市は、要求水準の変更を行う場合は、事業者と協議の上、必要な手続きを行うものとする。

2 関連法令・基準等

- ・各業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- ・各種基準等については、契約締結時の最新版を適用するが、要求水準書における性能等を確保するための参考的な扱いとし、必要に応じて基準等の適用を判断するものとする。

II 事業概要

1 基本方針

(1) 検討経緯・事業の目的

- ・昭和 44 年（1969 年）の開館以来、長年にわたり市の文化芸術活動を支えてきた茨木市市民会館は、経年劣化や耐震性、バリアフリー等様々な課題から、平成 27 年（2015 年）12 月に閉館した。
- ・長年、市民の「心の中心地」として機能してきた元市民会館に代わり、これからの市民にとって新たな心の中心地が必要であるとの考えから、「市民会館跡地活用」の検討を進めてきた。
- ・平成 28 年度（2016 年度）には、様々な年代や立場の方から意見を伺い、対話する場として「市民会館 100 人会議」を開催し、多くの市民の想いをいただくとともに、平成 29 年度（2017 年度）に市民や有識者により構成した「茨木市市民会館跡地活用検討委員会」での議論も踏まえて、市民会館跡地を含む周辺エリアの活用における基本方針を示す「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」を策定した。
- ・基本構想で示したコンセプトや導入機能、敷地設定等の方針について、「ホール利用団体等へのヒアリング調査」や「利用者アンケート調査」、「市民会館跡地エリア活用施設・広場

づくりワークショップ」、「広場に関する社会実験」など様々な調査や活動を実施し、市民ニーズや意見を把握しながら検討を進め、新施設の具体的な施設機能やイメージ、ゾーニング、管理運営計画や事業の進め方について示すものとして「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」を策定したところである。

(2) 基本コンセプト

- ・本事業は、市民自身が考え、使い、作り上げていく『育てる広場』をキーコンセプトとして、市民の様々な使い方、過ごし方を生み出し育てる場をめざす。
- ・憩いやにぎわい、交流などのキーワードのもと、図書館やホール、子育て支援や広場などの各機能が“つながる”、さらには“交じり合う”デザインや仕掛けを組み込むことで、新たな価値創造や相乗効果を生み出し、市民会館を利用していた人も、これまで利用してこなかった人も、訪れ、過ごせるような、市民の新たな「心の中心地」をめざす。

2 業務範囲

(1) 設計業務

- ・各種調査業務、基本設計業務、実施設計業務、各種許認可申請業務、交付金申請等補助業務、市民ワークショップ等企画運営業務

(2) 施工業務

- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事、備品調達及び設置業務、公園整備工事、関連工事（既存樹木の移植・伐採及び工作物の撤去等）

(3) 工事監理業務

(4) その他関連業務（開業準備への協力業務）

3 敷地条件

項目		敷地A	敷地B
所在地		茨木市駅前三丁目 9	
敷地面積		約 6,000 m ²	約 3,450 m ²
		詳細は公告時に示す敷地現況図による	
用途地域		商業地域	
防火指定		防火地域	
指定建ぺい率・容積率		80%・400%	
日影規制		対象外	
高度地区		第7種高度地区 制限高さ 31m 注) 本施設の整備に伴い一段階緩和（制限高さ 43m）を予定	
都市計画		現況都市計画公園（敷地Aは都市計画公園区域から除外予定）	
道路	北側	—	府道約 16m
	西側	市道 15～20m	市道 15～20m
	東側	市道 9～12m	市道 9～12m
	南側	市道 15～20m	—
上下水道		上水道供給・公共下水道処理区域	

電気・ガス	関西電力、大阪ガス管内
C A T V	各社サービスエリア管内
地盤	土質柱状図による
土壌汚染	なし
埋蔵文化財	試掘調査結果による
その他	西側水路

4 施設概要

(1) 施設規模

- ・本施設の規模は、敷地Bの広場施設（大屋根等）を除き、建物の延床面積として約 16,500 m²程度（建物内に計画される駐車場・駐輪場を除く）とする。

(2) 施設構成

- ・各諸室は、記載する一定の用途、必要な機能を確保する前提とするが、その上で、複合施設を構成する要素として、異なる施設用途や広場など他の機能との連携、多様な使い方ができるよう、柔軟で開放的な施設となるよう工夫を行う。
- ・諸室の数及び面積は、必要とする基準であるが、提案において併用や変更等を可とする。

敷地	施設・規模		諸室等	規模
敷地A	ホール等 施設	大ホール 1,200 席程度	・客席、マルチスペース、ホワイエ、主催者控室、客席案内控室、ホワイエ備品庫、客用トイレ等 ・舞台、舞台備品庫、ピアノ庫、照明備品庫、音響備品庫、機構制御盤スペース、調光器盤スペース、アンプ室、搬入ヤード等 ・調光操作室、音響調整室、映像投影室、各種投光室等 ・小楽屋、中楽屋、大楽屋、リハーサル室、スタッフ控室、楽屋ロビー、楽屋事務室、楽屋トイレ、楽屋備品庫、給湯室、シャワー室、洗濯室等	9,000 m ² 程度 (諸室及び専用エリアの設備・交通部分含む)
		多目的ホール 平土間 250 席程度	・客席、ホワイエ、控室、ホワイエ備品庫、客用トイレ等 ・備品庫、ピアノ庫、調整スペース等 ・小楽屋等	
		市民利用諸室	・多目的室(会議室系)、多目的室(音楽系)、音楽スタジオ、多目的室(ダンス系)、和室、更衣室、エントランスホール兼ギャラリー、備品庫、給湯室、トイレ等	

	共用管理諸室	・事務室、スタッフルーム、舞台技術 控室、更衣室・倉庫、ホール設備関 連室等	
	子育て世代包括支援セン ター〔いばらき版ネウボ ラ〕	【共通】 ・事務室、相談室、健診待合・研修ス ペース、フリールーム、健診予診・ 保健相談室、派遣用女子更衣室、職 員用更衣室、ベビーカー置場、洗濯 機置場、授乳室 【子育て支援機能】 ・子育て交流室、子育て支援会議室、 倉庫、一時保育事務室、一時保育室、 一時保育倉庫、屋内遊び場 【母子保健機能】 ・健診受付・尿検査室、歯科健診室、 計測室、診察待合室、診察室、倉庫、 調理実習室	2,300 m ² 程度 (諸室計)
	図書館	・開架閲覧室・閲覧スペース、えほん 広場、事務室、予約受取スペース、 読書テラス	1,300 m ² 程度 (諸室計)
	市民活動センター	・市民交流スペース、備品庫、作業ス ペース、事務室、倉庫	300 m ² 程度 (諸室計)
	プラネタリウム	・観覧室、展示・資料コーナー、事務 室、倉庫等	300 m ² 程度 (諸室計)
	共用その他	・総合案内、飲食施設、会議室、守衛 室、救護室、共用トイレ、授乳室、 湯沸室、風除室、ロビー、廊下、階 段、昇降機、設備関連室等	適宜
	外構施設	・屋外遊び場、車寄せ、身障者用駐車スペース、関係 者用駐車スペース、駐輪場、構内通路、アプローチ デッキ、植栽等	
敷地B	広場施設	・大屋根、芝生広場、屋外遊び場、屋根付通路、駐輪 場、構内通路、植栽等	

注) 各施設の規模は目安として示している。

各施設の開館・開業時間の考え方については要求水準書において示す。

5 スケジュール

- ・本業務のスケジュールは、設計着手～工事実施、施工引渡し期間として令和2年4月～令和5年9月迄を予定している。

- ・ホール等施設以外の部分供用開始時期を令和5年11月、ホール等施設を含む全館供用開始時期を令和6年4月の予定としているため、事業者は、竣工後の市（指定管理者）による開館準備への施設面の協力を行うこと。
- ・なお、竣工引渡し時期の前倒し（工期短縮）は可能であり、その場合は上記の供用開始時期も前倒しとする。
- ・また、本施設の管理運営に関するスケジュールは、以下の予定としている。
管理運営計画の検討、策定：令和2年度末まで
条例等規則の設定、指定管理者等の手続きなど：令和3年度～令和4年度
ホール等施設の事前予約開始時期：令和5年4月（全館供用開始より1年前）

Ⅲ 施設整備

1 施設整備の基本性能

- ・以下に示す施設の基本性能を確保し、各分野が整合し、バランスのとれた合理的かつ機能的な施設整備とし、相乗効果を発揮できるような工夫を行う。

【基本性能】

- ・社会性（地域性・景観性）として、立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、地域社会への貢献や周辺環境との調和を図り、立地に見合った良好な景観が形成されること。特に、計画地はJR茨木駅と阪急茨木市駅を結ぶ東西軸（都市的要素）、元茨木川緑地や公園等の南北軸（自然・文化的要素）の2つの軸の交点であることを踏まえ、まちづくりの視点や中心市街地という立地性を重視した計画とすること。
- ・環境保全（環境負荷低減、周辺環境保全）、安全性（防災、機能維持、防犯）、機能性（利便性、ユニバーサルデザイン、室内環境、情報化対応）、経済性（耐用性、維持保全）の各基本的な施設性能を確保する。

2 施設整備の基本要件

（1）土地利用・動線計画

- ・敷地Aに対し、建物を機能的な動線計画となるよう配置するとともに、施設から大屋根を介して広場（敷地B）という外部空間との連続性を重視した設えとし、光と風を建物内に取り込むなど自然を感じられる配置計画とする。
- ・徒歩や自転車によるアクセスに配慮した配置・動線計画とし、地上レベルでのアクセスの他、東側、南側の敷地外歩道から立体的に建物へとアプローチできる歩行者デッキを計画する。
- ・各方面からの自転車利用を想定し、建物への各出入口付近に利便性やデザイン性に配慮した駐輪場を分散配置する。駐輪スペースとして確保できることを前提に、舗装や芝生スペースとする計画も可とする。
- ・車両アクセスは西側市道からの出入とし、施設メインエントランス前の車寄せ、バックヤードエリアへのホール等搬出入トラック、スタッフ用駐車場への出入口を適切に計画する。

（2）建築計画

【平面・動線計画】

- ・ホール等施設をはじめ、各施設の用途、諸室の特性を把握し、機能性、利便性に配慮した平面計画とする。
- ・機能の組み合わせによる新たな価値創造や、連携による相乗効果を想定した諸室の配置及び動線計画とする。特に、図書館機能においては、子育てや市民活動センターなど他機能が所管する諸室や、エントランスなどの共用部分、広場などを含めた、エリア全体での事業展開を視野に入れた計画とする。
- ・メインエントランス以外に、各方面からのサブエントランスを設置するなど、効率的なアクセスが可能な計画とする。
- ・建物内の動線は、すべての利用者が安全で円滑に移動できるよう配慮する。特に、ホール等施設の大ホールなど、大勢の利用客が集中するエリアは、日常から分かりやすい動線とする。
- ・各施設のゾーニング、利用形態を踏まえた位置に、適切な基数・仕様の昇降機を計画する。

【階層・断面計画】

- ・各部門の特性を踏まえ、市民の利便性や施設間の連携に配慮した機能的な階層構成とする。
- ・ホール等施設は、大ホールなど舞台及び客席空間の特性を踏まえつつ、多目的ホール及び市民利用諸室の配置を含め、利便性や管理運営に配慮した階層構成とする。
- ・子育て世代包括支援センター及び図書館については、利便性だけでなく、広場空間との相乗効果や、施設全体の価値向上等を意識した配置としつつ、複数フロアでの構成を可とする。
- ・市民活動センター、プラネタリウムなどについても、複合施設であることを十分に踏まえつつ、適切な階層で配置する。
- ・各用途及び諸室の特性に合わせて、快適性や合理性を踏まえた階高設定、断面計画とする。

【外観・立面計画】

- ・中心市街地や周辺の立地環境を考慮するとともに、市民利用主体の複合施設、隣接して整備する公園のオープンスペースなどの要素を総合的に勘案し、公共施設として良好な景観形成を図るだけでなく、「次なる茨木」へとリードする外観計画とする。
- ・立地や周辺環境を的確にとらえるとともに、大規模施設であることを踏まえて施設機能に対応した開放的なファサード構成やボリュームデザイン、色彩・素材の変化、開口部の大きさや位置などの工夫を行い、市の中心地に建つ建物、シンボルとしてふさわしいデザインとする。
- ・年月を経て風合いが増すなど、素材感を活かした飽きのこないデザインとなるよう工夫する。また、ホール等施設の舞台部分（フライタワー）は、高さ等による圧迫感の影響に配慮する。

【外装計画】

- ・外壁及び外装は、ホール等施設や各施設用途、諸室に対し、室内外への十分な音響対策を行う。
- ・外装材は、気候の影響や経年劣化などを考慮し、長期的に機能及び美観が保たれるとともに、維持管理にも配慮した計画とする。

【内装計画】

- ・内装仕上は、素材感や色あいの工夫など、空間特性にふさわしい計画とし、場所に応じて居心地のよい雰囲気、イメージづくりに努める。

【サイン計画】

- ・サイン計画全般として、分かりやすさ及びデザイン等に配慮しつつ、単なるサインではなくテーマ性を備えた計画とする。
- ・エントランスロビーや建物動線の主要部に、ホール等施設をはじめとする各施設へと一目で利用者を誘導できる案内サインを分かりやすく設置し、大勢の利用がある場合に利用者が詰まることなくスムーズに流れるよう配慮する。

【環境配慮計画】

- ・再生可能エネルギー、屋上緑化や壁面緑化などを積極的に活用し、環境啓発にも役立つ施設とする。
- ・設備機器については、省エネルギー機器を積極的に導入し、光熱水費の節減に貢献する計画とする。

【防災安全計画】

- ・施設機能に支障をきたすことのないよう浸水対策を講じる。地下フロアを設ける提案の場合は、浸水・冠水について十分に配慮する。
- ・災害時に市庁舎が使用できなくなった場合、本施設の市民活動室の一部などを災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の代替機能室として利用できる計画とする。必要なネットワーク、電話線、電源等を備え、非常時にはスムーズな展開を図れる計画とする。
- ・災害時の物資集積拠点スペースとして、大ホールの舞台やリハーサル室、広場の大屋根スペースを一時的に利用できる計画とする。
- ・災害時のボランティアによる被災者支援活動スペースとして、本施設のエントランスロビーや広場の大屋根スペースを活用し、ボランティアの受け入れを行うとともに、市民利用諸室や各ホールの楽屋等をボランティアの活動拠点として一時的に利用できる計画とする。
- ・災害時に、広場の大屋根スペースや本施設のエントランスホール等を開放することにより、一時避難場所として広場と一体的に利用できる計画とする。

【ユニバーサルデザイン】

- ・大阪府福祉のまちづくり条例を遵守する。
- ・多目的に利用できるトイレを施設内に分散して配置する。
- ・各室の扉は各エリアの機能に支障のない範囲で引戸を採用するなど、誰もが利用しやすいものとする。また、車椅子利用者などにも配慮し部分的に自動ドアを設ける。
- ・災害などの緊急避難時に、聴覚障害がある人にも視覚情報の表示で誘導できる措置を行う。

【ライフサイクルコストの低減】

- ・施設のインシヤルコストだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、ライフサイクルコストの低減を図ることのできる計画とする。
- ・耐久性や信頼性の高い材料・設備の採用など施設の長寿命化を図るとともに、維持管理や修繕のしやすさ、設備更新の搬入経路の確保など、運用後の更新、修繕を容易に行える計画とする。

(3) 構造計画

【耐震性能】

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づく耐震安全性の分類として、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類以上の耐震性能を持たせる。

【構造計画】

- ・各エリアの特性に基づく荷重条件に対して、十分な耐荷重を備えた構造とする。

【耐久性能】

- ・躯体の耐久性能は、大規模補修が不要な期間として、65年以上となるよう計画する。

【騒音・振動対策】

- ・ホール等施設の大ホールや多目的ホールなど、大音量や振動を伴う同時利用においても騒音や振動の伝播をできるだけなくするため、各ホール部分と他のエリアとの構造的な工夫(浮床構造等の防振対策)を行う。なお、構造や仕上材で十分な騒音および振動対策を講じたうえで、大音量や振動を伴う利用においても各エリア間で空気伝播および固体伝播の影響を極力抑えられる計画として、防振計算書の作成により支障がないと確認できる場合は、通常の構造とすることができる。

(4) 設備計画

【基本事項】

- ・設備方式は、環境保全性・安全性・操作性・経済性・保全性・耐用性及びバリアフリーについて、総合的に判断し選定する。
- ・設備スペースの大きさについては、主要機器や附属機器類の設置、保守管理、機器の搬入・搬出、将来の設備容量の増強のための予備スペース等に留意し計画を行う。
- ・建物内の配線・配管については、将来のメンテナンス、取替えを考慮して計画する。
- ・パッシブデザインの採用や自然・再生可能エネルギーの有効活用など、省エネルギー・資源節約に配慮し、ランニングコストの低減及び環境保全に努める。

【電気設備】

- ・主要機器は屋内配置とし、中央監視設備により一括管理ができるようにする。
- ・可能な限りLED照明を採用する。
- ・照明器具等は汎用品を使用し、取替がしやすいよう工夫する。吹抜等高所にある器具については、容易に保守管理ができるよう配慮する。
- ・各室のコンセント数は、建築設備設計基準に準拠して決定する。なお、大ホール、多目的ホールの舞台ゾーンは、電源回路や容量に余裕を持たせ、多様な使い方をはじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置にも十分配慮する。
- ・携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行う。
- ・ホール内では公演中に携帯電話が使用できないように携帯電話等機能抑止装置を設ける。
- ・防災行政無線のアンテナ及び個別受信機に対応可能な受け口及び配管を設置する。
- ・施設利用者にインターネット環境を開放するため、各所に無線LANアクセスポイントを設ける。
- ・各施設の事務室等エリアについては、天上及び床下に庁内事務系用の配管配線計画を行う。

- ・電気室は保守性や将来の更新・増設、浸水対策に配慮した計画とする。
- ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備する。関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置し、官庁施設の総合耐震計画基準に準拠して10時間以上の連続運転が可能な仕様とする。
- ・監視カメラ設備を、本施設の各出入口やエントランス、ホワイエ、外構の主要部分をはじめ、一般利用と管理エリアの境界部分など、管理運営上必要な場所に適宜設置する。
- ・太陽光発電設備を設ける場合は、発電量や外気温などがわかるパネルを施設内に設置する。

【機械設備】

- ・ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。また、配管については系統別に色分け表示を行うなど、維持管理や更新性、メンテナンス性に配慮した計画とする。
- ・各施設、各室の用途に応じ、省エネルギー・室内環境を考慮した最適な空調システムを提案する。
- ・各ホールや吹抜け部分等の大空間は、人の居る空間が快適な環境となるよう、それぞれの室特性に応じた空調システムを提案する。
- ・守衛室において、中央監視設備により各部屋の機器の発停及び温湿度管理ができるようにする。また、各施設の事務室や各室内においても、機器の発停及び温湿度管理ができるようにする。
- ・居室には24時間換気対応の換気設備を設置し、その他の諸室についても必要に応じて換気設備を設置する。
- ・冷房熱源、暖房熱源、給湯用熱源のシステムについて、エネルギー・燃料の種別を含め、事業者の提案により設置する。
- ・便器は洋式とし、温水洗浄便座を装備する。また、高齢者、障害者、幼児にも使いやすい器具を採用し、節水型の衛生器具・水栓を使用する。
- ・洗面所・手洗い等の水栓は自動水栓とし、適温給湯が可能なものとする。
- ・多目的トイレはオストメイト対応とする。
- ・調理実習室の調理台の他、必要に応じてガス設備を設ける。
- ・飲食施設内に、カフェレストランを想定した厨房設備を設ける。

【昇降機設備】

- ・一般用エレベーターは、少なくとも前面はガラス張りとするなど開放感のあるものとする。
- ・乗用エレベーターはすべて、大阪府福祉のまちづくり条例に対応する。
- ・エスカレーターを設置する場合は、安全性、機能性に配慮するとともに、同条例に対応した仕様とする。

3 ホール等施設

【ホールの構成・位置づけ】

- ・ホール系部門は、大ホールと多目的ホールの2つのエリアで構成する。
- ・大ホールは、音楽をはじめとする各種舞台芸術に利用できる多目的かつ高機能なホールとし、市民利用を基本としつつ、アーティストやプロフェッショナル団体等による文化芸術

事業など、質の高い公演等にも市民が触れることのできる場を提供できる空間とする。

- ・多目的ホールは、平土間型とし、市民発表や展示、小規模コンサート、レセプションなどの多様な利用を想定する。
- ・各ホールはもぎり範囲が完結した利用を可能にするとともに、両ホールの同時使用による催事等も想定した計画とする。
- ・来館者の安全で最適な鑑賞を実現するため、舞台機構をはじめとする特殊設備の安全な操作環境や、舞台を支えるスタッフの作業空間の機能性を重視し、安心して使える利便性の高いホールとする。

(1) 大ホール

【基本事項】

- ・市民の多様な文化芸術活動など“市民のハレの場”を担うとともに、次世代も見据えた質の高い舞台芸術に触れられる「高水準の劇場機能」と「魅力的な鑑賞空間」の実現をめざす。
- ・座席数は 1,200 席程度とする。また、1 階席のみを使った中ホール的な利用も想定し、1 階席の席数は 800 席程度を確保する。
- ・客席空間は、大ホール利用はもとより、中ホール利用においても全席においてできる限り良好な鑑賞環境を確保し、適切な階層構成とする。なお、サイドバルコニー席を設ける場合は、見切れ席をできる限り避けるなど、視認性を確保する。
- ・舞台に正対する座席は視認性を踏まえ、千鳥配置とする。
- ・前方席エリアは、舞台と同レベルにフラット化できる機構及び観覧席の仕様とする。
- ・車椅子席は、大阪府福祉のまちづくり条例で規定する席数以上を確保し、位置は 1 箇所に限定せず、各階に配置する。
- ・内装及びデザインは、居心地がよく落ち着いた上質な空間となるよう配慮し、通路及び階段の床面は、木質などの上質感ある仕上げとする。
- ・椅子は、長時間の着席にも疲れづらく座り心地のよい上質な仕様のもとし、座席幅 530mm 程度、座席間隔 950mm 程度の配置としてゆとりを持たせる。
- ・上階席の階段や通路における転倒や落下防止に留意し、通路の階段手摺りや座席にぎり玉を設ける。
- ・舞台床は建物 3 階レベル以下とし、計画に応じて搬入等の作業性に配慮した計画とする。
- ・学校園等での利用を想定し、可動式の音響反射板を設置した状態で、学年単位での合唱 (250 ～ 300 名程度) や大編成の吹奏楽演奏 (100 名程度) など可能な十分な広さを確保できるものとする。

(参考基準：舞台の建築開口は幅 20m 程度、高さ 12m 程度)

- ・プロセニアムの開口は、可変して利用できるものとする。

(参考基準：幅が 14.5m～18m 程度、高さが 7.2m～9m 程度に可変)

- ・バレエやダンス利用なども想定した十分な広さの演技エリア (引割昇降緞帳から Horizont 幕まで) 及び舞台袖を確保する。

(参考基準：幅と奥行きは 14.5m×14.5m 以上、上手、下手側にそれぞれ 7.3m×14.5m 程度の舞台袖)

- ・遮音や振動に十分配慮した防音、防振構造とし、多目的ホールや市民利用諸室との同時稼働、及び子育て支援や図書館等他の施設利用に対して、可能な限り影響のない計画とする。
- ・静かさの基準（室内騒音低減目標値）として、運用状態でNC-20 以下を目標とする。

【要求水準】

室名	面積㎡	主な要求水準
【客席関係】		
マルチスペース	適宜	・親子室や団体利用などに使用する。 ・10 席以上の収容人数として、ゆとりのある広さを確保しつつ、客席とはガラスで仕切り、鑑賞環境の良い空間とする。 ・子ども連れでも気軽に鑑賞できるよう工夫を行う。
ホワイエ	適宜	・ホールへのアプローチにふさわしい空間とし、客席主階にまとまった面積を確保するとともに、開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。
主催者控室	適宜	・主催者の表周りスタッフ控室として計画し、休憩やチラシ折込み等の作業を行う。
客席案内控室	適宜	・客席案内係を配置する催事の際の控室として計画し、その他スタッフ用としても利用する。
ホワイエ備品庫	適宜	・椅子、テーブル、サインスタンド等の備品を収納する。 ・適宜分散配置する計画でもよい。
客用トイレ	適宜	・客席数に応じた規模とし、多目的トイレを設置する。 ・トイレの数はゆとりを持たせ、休憩時間の混雑を可能な限り緩和できる計画とする。 ・授乳室等を適宜設ける。
【舞台関係】		
舞台備品庫	150	・舞台で使用する大道具用備品などを収納する。 ・舞台と同フロアへの配置とし、1 階にも分散配置する計画でもよい。
ピアノ庫	適宜	・フルコンサートピアノ 2 台を余裕をもって収納できるスペースとし、搬出入しやすい計画とする。 ・24 時間室内の温湿度管理ができる設備を設ける。
照明備品庫・音響備品庫	適宜	・照明器具やスピーカー等をそれぞれ収納する。
機構制御盤スペース	適宜	・舞台機構の全電動昇降システムを想定した制御盤を収納する室もしくはスペースとして計画する。
調光器盤スペース	適宜	・舞台照明の調光器盤スペースもしくは室として計画する。
アンプ室	適宜	・舞台音響のアンプ等の機器を設置する。
搬入ヤード	適宜	・11 t トラック 1 台と 4 t トラック 1 台が同時駐車でき、搬出入のしやすい配置、スペースを確保する。

		・舞台面への搬入用として、大型エレベーター（カゴ内寸 3m×6m 以上、荷重 8 t 程度）を設置する。
【技術関係】		
調光操作室	適宜	・舞台照明のメインの操作室として、調光操作卓、信号制御盤、負荷モニター等を配置する。
音響調整室	適宜	・舞台音響のメインの操作室として、音響調整卓、録音再生機、効果機器、その他音響架を配置する。
映像投影室	適宜	・プロジェクターを配置し、映像を投影するための室を設ける。
フロントサイド ライト投光室	適宜	・舞台に対して、上下斜め前からのあかりを照射するための舞台照明設備の投光スペースとして計画する。
シーリングライ ト投光室	適宜	・舞台の開口幅＋1 m 程度の幅とし、舞台の Horizont 幕で投光できる計画とする。
フォロースポッ トライト投光室	適宜	・主演の役者等をスタッフの手で追尾しながら照明を投光する室。上演時には人が操作するため、独立空調とする。
【楽屋関係】		
小楽屋	25×2 室	・個室もしくは数名利用として、2 室計画する。 ・各室にトイレ、洗面を設ける。 ・会議室としても利用できるようにする。
中楽屋 大楽屋	50×2 室 100	・大人数で利用可能な計画とする。 ・大楽屋は可動間仕切により 2 室に分割できるようにする。 ・会議室としても利用できるようにする。 ・平面計画に応じて化粧台を設置し、各席に鏡、照明、電源コンセントを設ける。また、各室に洗面台を設ける。
リハーサル室	180	・出演者が本番前のリハーサルに利用できる計画とする。 ・楽屋や会議室としても利用できるようにする。
スタッフ控室	適宜	・主催者の技術スタッフ用控室として計画する。
楽屋ロビー	適宜	・出演者が出番を待つ待機スペースとして計画する。 ・本番の時以外に日常的にくつろげ、ソファ等の家具を置くな ど居心地の良い空間とする。
楽屋事務室	適宜	・楽屋口に面して配置し、上演団体のスタッフにより出演者や スタッフ等の出入りを確認できる計画とする。
楽屋トイレ	適宜	・楽屋用として、男女別に十分な数とする。 ・多目的トイレを設置する。 ・トイレは舞台への出入口に近い配置とする。
楽屋備品庫	適宜	・清掃道具や、備品等を収納する。
給湯室	適宜	・楽屋利用者のための給湯室を設ける。
シャワー室	適宜	・男女別とし、計 4 ブース設ける。
洗濯スペース	適宜	・衣裳などの洗濯スペースを設ける。
その他	適宜	・楽屋ゾーンの廊下は、出演者の衣裳を置いたり衣裳を着てす

		れ違う場合も想定し、十分な幅（有効 2.5m 以上）を確保する。
（２）多目的ホール		
【基本事項】		
・市民の多様な活動の場として、「様々な利用ができる懐の深い空間」を実現するとともに、優れた音響性能も備えた高機能な多目的ホールをめざす。 ・客席数は、スタック椅子による平土間型で 250 席程度とし、鑑賞のしやすさに配慮する。 ・内装デザインは、上質で居心地がよく、落ち着いた空間となるよう配慮する。 ・遮音や振動に十分配慮した防音、防振構造とし、大ホールや市民利用諸室との同時稼働、及び子育て支援や図書館等他の施設利用に対して、可能な限り影響のない計画とする。 ・静かさの基準（室内騒音低減目標値）として、運用状態で NC-25 以下とする。 ・アコースティックなコンサートなど生音を中心とする演目に最適な計画とするとともに、ロック・ポップスや、演劇等の上演も可能な音響計画とする。 ・幕類など簡易なもので吸音し、残響や音響を調整できるようにする。 ・吊物機構及びキャットウォークを設置し、仮設ステージ設置に対応したバトンを設ける。 ・多用途の利用や空間計画を踏まえた音響、照明設備、調整スペースを確保する。		
【要求水準】		
室名	面積㎡	主な要求水準
【客席関係】		
ホワイエ	適宜	・ホールへのアプローチにふさわしい空間とし、まとまった面積を確保するとともに、開場時や幕間等で観客がくつろぎ、休憩できる空間としてベンチ等を配置する。
控室	適宜	・主催者などのスタッフ控室として計画する。
ホワイエ備品庫	適宜	・椅子、テーブル、サインスタンド、ポスタースタンド、ベルトパーティション、こども用クッション等の備品を収納する。
客用トイレ	適宜	・客席数に応じた規模とし、多目的トイレを設置する。 ・トイレの数はゆとりを持たせ、休憩時間の混雑を可能な限り緩和できる計画とする。 ・授乳室等を適宜設ける。
【技術関係】		
備品庫	適宜	・スタック椅子や展示用の備品などを収納する。
ピアノ庫	適宜	・セミコンサートピアノを 1 台、余裕をもって収納できるスペースとし、搬出入しやすい計画とする。 ・24 時間室内の温湿度管理ができる設備を設ける。
調整スペース	適宜	・照明、音響、映像の操作、制御などを行う。 ・独立した空調設備を設ける。
【楽屋関係】		
小楽屋	25×2 室	・個室もしくは数名利用として、2 室計画する。
楽屋トイレ	適宜	・楽屋用として男女別及び多目的トイレを設ける。なお、他の

		共用トイレと併用を可とする。
その他	—	・楽屋ゾーンの廊下は、出演者の衣裳を置いたり衣裳を着てすれ違う場合も想定し、十分な幅（2.5m以上）を確保する。
（３）市民利用諸室		
【基本事項】		
・市民の各種活動などに利用できる諸室として計画する。 ・各室の使い方や規模等に応じて適切な配置・動線計画とするとともに、開放的な雰囲気とすることにより、見る、見られることから新たな関係性が生まれるような、魅力ある空間づくりをめざす。 ・様々な利用時間に対応できる動線計画としつつ、多様な利用形態にもフレキシブルに対応できる機能を備えた諸室とする。		
【要求水準】		
室名	面積㎡	主な要求水準
多目的室C 1	200	・各種会議や講演・講習会に利用する。
多目的室C 2 (会議室系)	100	・大規模災害時にオペレーションルームとしても利用する。 ・オペレーションルーム利用時に、可動間仕切によりC 1とC 2の一体利用が可能な計画とする。
多目的室C 3	50	・各種会議や打合せに利用する。
多目的室C 4 (会議室系)	25	・共用部に面して配置し、壁面を一部ガラス張りとして室外から利用状況が見える計画とする。
多目的室M 1	80	・主に小編成の楽団や合唱団、生音の楽器練習などに利用する。
多目的室M 2 (音楽系)	60	・各種会議や講演・講習会、少人数でのダンス、演劇等の練習にも利用できるようにする。 ・利用に応じた適切な音響・遮音性を確保する。
音楽スタジオ 1・2	15×2室	・ドラムやエレキギターなど電子楽器によるバンド練習や、管楽器等の練習などに利用する。 ・大音量の練習を行うため、十分な遮音性を確保する。
多目的室D (ダンス系)	100	・主にダンスや演劇等の練習に利用する。 ・小編成の楽団や合唱団、生音の楽器練習などに利用する。 ・各種会議や講演・講習会、音楽の練習にも利用する。 ・利用に応じた適切な音響・遮音性を確保する。
和室	40	・茶道や華道、琴、三味線など伝統芸能の稽古などに利用する。 ・座談会などにも利用できるようにする。
更衣室	適宜	・主に多目的室M、Dや和室利用者のための更衣室として、男女別に設置する。
エントランスホール兼ギャラリー	適宜	・市民等が製作した作品などを展示できるギャラリーを、1階のエントランスホールと兼用して設置する。 ・各種展示ができるピクチャーレール、電源、スポットライトなどを設け、壁面に作品を置ける造作棚を適宜設置する。

備品庫	適宜	・各多目的室の備品を収納する。 ・各備品を無理なく収納できる広さとし、各階など適宜分散配置とする計画でもよい。
給湯室	適宜	・市民利用諸室のエリア内に、共用の給湯室を適宜設ける。
トイレ	適宜	・市民利用諸室の利用者用として男女別に適切な数とし、多目的トイレも設置する。

(4) 共用管理諸室

【基本事項】

- ・ホール系部門（大ホール・多目的ホール）や市民利用諸室の管理運営などを行う管理諸室及び共用スペース等として計画し、管理運営のしやすさに配慮した配置・動線計画とする。

【要求水準】

室名	面積㎡	主な要求水準
事務室	150	・ホール等の管理運営を行う事務室として利用する。 ・ホール等利用者の受付や来館チェックなど、施設の管理に配慮した配置計画とする。 ・受付カウンターや、管理運営スタッフの執務スペース、打合せコーナー、給湯、収納スペースなど適宜計画する。
スタッフルーム	20	・管理運営スタッフの会議等のスペースとして設置する。 ・来賓や来客対応にも利用可能な計画とする。
舞台技術控室	適宜	・舞台技術スタッフのための控室として利用する。 ・舞台への動線に配慮した計画とする。
更衣室・倉庫	適宜	・管理運営スタッフが利用する男女別の更衣室や、物品等の倉庫を適宜計画する。

4 子育て世代包括支援センター

【基本事項】

- ・子育て世代包括支援センターは、「いばらき版ネウボラ」の展開において、子育て支援に関するワンストップサービスを提供する中核拠点であり、子育て支援機能及び母子保健機能を中心に構成する。
- ・施設では、各種支援サービスを受けるために、市民が単に「待つ、利用する」だけでなく、「楽しく過ごせる、交流できる」といった付加価値を生み出せる空間づくりを前提として、低層階など市民がアクセスしやすい階に配置する。図書館や市民活動センター、多目的ホール等とも積極的な連携を行える開放的な設えとしつつ、市民の利便性や職員等によるサービスにも配慮した効率的なゾーニングを行う。
- ・母子保健機能の健診室などは、乳幼児健診の流れとして、受付から待合を経て健診室や診察室へと一筆書きの動線によりスムーズに移動できる計画とする。

【要求水準】

室名	面積㎡	主な要求水準
【共通】		

事務室	350	・職員等の執務室として利用する。 ・休業日に他施設の利用者が出入できないよう配慮する。
相談室	10×9 室	・各種相談や面接、聞き取りなどに利用する。 ・事務室及び健診待合・研修スペースと同じ階に配置する。 ・6 室は事務室に近接させ、内 3 室を外気に面して配置する。残り 3 室を、健診待合・研修スペース付近に配置する。
健診待合・研修スペース	200	・健診待合（集団指導、予診、歯科健診、計測、保健相談等の待合）、研修スペース（各種子育て講座）として利用する。 ・絵本コーナー、おもちゃ遊び場、こどもシアターなどの靴を脱いで利用できるスペースを待合エリアとして設け、健診が行われていない時には各種子育て講座にも利用する。 ・段差等で緩やかに区切られたオープンスペースとする。
フリールーム	50	・乳幼児健診の集団指導室として利用する。 ・説明会や子どもの行動観察、会議・打合せに利用する。 ・事務室及び健診待合・研修スペースと同じ階に配置する。 ・健診予診・保健相談室と隣接させ、可動間仕切壁により連結する。
健診予診・保健相談室	80	・各種子育て講座や、健診予診・相談、会議・打合せなどに利用する。 ・事務室及び健診待合・研修スペースと同じ階に配置する。 ・可動間仕切壁により 2 室に分割できるようにする。
派遣職員用更衣室	20	・健診時の派遣職員等の女子更衣室として利用する。
職員用更衣室	60	・職員用の男女更衣室として利用する。
ベビーカー置場	適宜	・各階の利用しやすい場所に設置する。 ・複数のベビーカーを同時に置ける広さとする。
洗濯機置場	適宜	・タオル等の洗濯スペースとして利用する。
授乳室	適宜	・各階の利用しやすい場所に設置する。
【子育て支援機能】		
子育て交流室	150	・子育てサークルの活動や、各種講座、講習、研修会場及び会議等に利用する。 ・1 階など、屋内遊び場や一時保育室と連携しやすく、気軽に利用しやすい階に配置する。 ・廊下側はガラス張りとし、中の様子が見えるオープンな雰囲気とする。 ・可動間仕切壁で 3 室に分割利用できるようにする。
子育て支援会議室	60	・要保護児童対策地域協議会などの各種会議に利用する。 ・可動間仕切壁により 2 室に分割利用できるようにする。
倉庫	50	・子育て支援関連の備品、物品、書類等を保管する。

		・物品用、書類用など適宜分割して配置する。
一時保育事務室	50	・一時保育等の受付、スタッフのための事務室とする。 ・1階など、屋内遊び場と連携しやすく、気軽に利用しやすい階に配置する。 ・一時保育室や屋内遊び場への利用動線に配慮した配置とする。
一時保育室	200	・一時預かり事業のための保育スペースとして利用する。 ・1階など、屋内遊び場と連携しやすく、気軽に利用しやすい階に配置とする。 ・室内に調乳スペースとして利用できるキッチンカウンター及び流し台を適宜設ける。 ・室内にトイレ、洗濯機置場、業務用流し等の水廻りスペースや収納スペースを適宜確保する。
一時保育倉庫	50	・一時保育用の各種備品、遊具、おもちゃ等を収納する。 ・適宜分割して配置してもよい。
屋内遊び場	500	・子どもの多様な遊び場空間として利用する。 ・1階で外部に面した配置とする。 ・屋外遊び場とつながる一体的なゾーニングとし、双方の出入が可能な配置とする。 ・主要設備及び内装下地までを本事業で設け、内装仕上や什器備品などは運営委託先による設置工事を想定する。
【母子保健機能】		
健診受付・尿検査室	適宜	・健診の受付等を行う。 ・健診の流れに配慮した配置とし、受付カウンターを設ける。 ・尿検査用の小部屋を受付カウンター近くの目立たない場所に設ける。
歯科健診室	10×4室	・歯科健診、個別歯科指導、手洗い等に利用する。 ・各室を隣接させ、プライバシーに配慮した配置とする。
計測室	40	・身長、体重、頭囲、胸囲測定を行う。 ・計測室、診察待合室、診察室間を下着のまま廊下に出ずに移動できる配置、動線計画とする。
診察待合室	40	・医師診察の待合及び診察後の着衣スペースとして利用する。 ・計測室、診察待合室、診察室間を下着のまま廊下に出ずに移動できる配置、動線計画とする。
診察室	20×4室	・医師による診察室として利用する。 ・計測室、診察待合室、診察室の間を下着のまま廊下に出ずに移動できる配置、動線計画とする。 ・各診察室の奥で扉なしで行き来できる配置とする。
倉庫	50	・母子保健関連の備品、物品、書類等を保管する。 ・物品用、書類用など適宜分割して配置する。なお、10㎡程度

		分を歯科検診室に隣接配置する。
調理実習室	100	・離乳食等の講習会、子どもクッキング、食育セミナー等に利用する。 ・ガラス張りとするなど、中の様子が見えるオープンな雰囲気とする。 ・アイランド型調理台を5台（師範用1台含む）設置し、子どもも利用できる高さなどの配慮を行う。 ・備品、消耗品などの物品庫を室内に適宜確保する。

5 図書館

【基本事項】

- ・現中条図書館に替わる新たな施設として計画するが、単なる移設とするのではなく、子育てやホール等との複合施設であることや、広場と一体整備という性格を最大限に活かし、積極的に他の施設機能との連携を進め、相乗効果を生み出せる図書館とする。
- ・閲覧スペースは、子育て機能や市民交流スペースなど、他機能の諸室だけでなく、エントランスや施設内の共用スペースなど、様々な場所にデザイン性のある書架やソファを配置し、気軽に本に触れられる空間づくりを行う。
- ・積極的な木材の使用や緑の配置などのほか、暖色系でデザイン性のある照明などの配置などにより、上質な空間構成を行い、本を読むだけでなく、くつろぎ、憩いのスペースとして、「滞在したくなる居場所」となるような図書館をめざす。
- ・施設全体の価値向上を意識した配置とするとともに、利用者の利便性に配慮した動線計画や、職員等による運営やサービス提供のしやすい効率的なゾーニングを行う。

【要求水準】

室名	面積㎡	主な要求水準
開架閲覧室・閲覧スペース	1,000	・複合施設の他の施設のテーマ（子ども・子育て系、文化・芸術系など）と関連したオープンな閲覧スペースを設置階に応じて各所に計画する。 ・蔵書数は10万冊程度とし、全て開架スペースとする。 ・低めの書架（壁面を除く）を中心に設置し、視線が通りやすく開放的な閲覧スペースとなるよう工夫する。 ・椅子やソファ、ベンチなど、空間に見合ったデザインの家具を設置する。 ・いごこちの良い空間を演出する照明計画とする。
えほん広場	50	・絵本を設置し、お話会や読み聞かせを行うコーナーとして利用する。 ・一時保育や屋内遊び場と同一階に設け、相互利用がしやすい配置とする。
事務室	100	・職員等の事務室・作業スペースとして利用する。
予約受取スペース	30	・図書館利用者が事前に予約した本を受取りできるスペースと

ス		して利用する。 ・事務室と同じ階で、隣接して配置する。
読書テラス	適宜	・屋外テラス空間での読書スペースとして利用する。 ・内外を効果的につなぐ開放的な空間とし、テラス席としての椅子、テーブル等を適宜設ける。
その他		・各階の共用空間にも積極的に書架や閲覧席を設け、施設全体が閲覧スペースとなる空間構成とする。

6 市民活動センター

【基本事項】

- ・主に市民団体が利用している現市民活動センターに替わる新たな施設として整備するが、複合施設としてのメリットを活かしつつ、他の機能との連携やニーズに対応した、多用途に利用できる施設とする。
- ・できるだけオープンな空間とし、特定の団体だけでなく、さまざまな個人やグループが利用しやすい雰囲気とする。

【要求水準】

室名	面積㎡	主な要求水準
市民交流スペース	200	・講習や展示等の催し物の他、打ち合わせ、談話、勉強、休憩など多様な使い方ができる交流スペースとする。 ・可動間仕切りにより分割できる計画とする。 ・一部の壁面には書架を設け、図書館の本を配架できるようにする。
備品庫	20	・市民交流スペースで利用する椅子や展示用備品などを収納する。
作業スペース	30	・団体用のメールボックスやロッカー、裁断機など、現施設で使用している機器を置き、作業できるスペースとして利用する。 ・騒音への配慮を行いつつ、ガラス張りのオープンな雰囲気の空間とする。
事務室	40	・職員等の事務スペースとして利用する。 ・受付カウンターを設ける。
倉庫	10	・物品や書類等を収納する。 ・事務室に隣接して配置する。

7 プラネタリウム

【基本事項】

- ・現プラネタリウムに替わる新たな施設として整備する。
- ・上層階などに配置し、利便性に配慮した動線を確保するとともに、スタッフによる管理運営のしやすい効率的なゾーニングを行う。

【要求水準】

室名	面積㎡	主な要求水準
プラネタリウム	190 前室等含	・直径 8～10m程度のドームで、60～65 席程度の観覧室とする。 ・投影機は現在使用している機器を移設する。
展示・資料コーナー	60	・天体観測、星空観賞などのイベント案内や展示ギャラリーとして利用する。
事務室	30	・職員の事務スペースとして利用する。 ・受付カウンターを設ける。
倉庫	20	・物品や書類等を収納する。 ・事務室に隣接して配置する。
その他	－	・望遠鏡で星を眺める催しができるスペースを屋上に設ける。

8 共用・その他施設

- ・施設全体の共用部分として、総合案内、飲食施設（カフェレストラン想定）、会議室、守衛室、救護室、トイレ、授乳室、湯沸室、風除室、ロビー、廊下、階段、昇降機、設備関連室等を整備する。

9 外構施設

- ・敷地Aの外構施設として、車寄せ、身障者用駐車スペース、関係者用駐車スペース、駐輪場、構内通路、アプローチデッキ、植栽等を整備する。
- ・施設のメインエントランスに面して、送迎やタクシー乗場を兼ねた車寄せと身障者用駐車スペース等を設置する。
- ・関係者用駐車場は、ホール等施設の公演スタッフ用として、20 台程度を確保する。（一般利用及び附置義務台数分は、中央公園駐車場で対応予定。）
- ・駐輪場は周囲の景観やデザイン性に配慮しつつ、屋根付きとし、敷地Bの広場施設内の設置分と合わせ、計 400 台程度を確保する。なお、ミニバイク置場も内数で適宜確保する。
- ・アプローチデッキは、南側及び東側の歩道から施設の2階レベルへと歩行者等がアクセスできるルートとして整備する。
- ・植栽は、敷地や周辺の状況などを踏まえ、高木、中低木、地被類・芝生などにより環境性や植生、維持管理に配慮した緑化を行う。なお、高度地区の緩和要件上、敷地面積の20%以上の緑地面積を確保する。

10 広場施設

- ・敷地Bの都市計画公園として、大屋根、芝生広場、屋外遊び場、屋根付通路、駐輪場、構内通路、植栽等の広場施設を整備する。
- ・可搬性のあるベンチやタープなど、みんなで思い通りの使い方ができ、形を変えながら作り上げていく「育てる広場」をめざす。
- ・市民のさまざまな活動を想定し、適所に貸し出し可能な電源や水道などの設備を備えるほ

か、中心市街地における新たな景観として、移動者からは視線を集め、立ち寄り、滞留を促すなど、「使いたくなる」、「過ごしたくなる」デザイン性を備えた空間をめざす。

- ・広場空間の象徴として、敷地B内のできる限りの面積を芝生エリア（芝生広場）として確保し、座ったり寝転がったりする憩いの空間としての性格や、イベントなどの活動空間としての利用など、利用用途やメンテナンス等を考慮した動線計画とゾーニングのうえ、天然芝のエリアと人工芝のエリアを適宜配置する。
- ・施設の入り口付近には、建物へと空間、視覚的につながる活動の中間領域として、開放的で魅力あるデザインの大屋根（500㎡程度）を設置とする。
- ・大屋根の下は、人工芝やウッドデッキの設置など、魅力的で過ごしたくなる空間とするとともに、照明や音響設備等を簡単に設置できる工夫を行うことで、イベント時にはステージや観客スペースとしても利用可能なデザインとする。
- ・屋外遊び場は、「安全で楽しく遊べる」を前提としながら、近隣施設にない独自性を備えるとともに、夜間はライトアップを行うなど、広場の魅力向上が図れるものとする。子育て世代包括支援センターの屋内遊び場に面して配置する。
- ・北側の府道からのレベル差を活用したアプローチ動線（階段等）の工夫や、北側グラウンド・地下駐車場へのアンダーパスにつながる屋根付き通路、西側市道からの歩行者及び管理車両の出入口など、利便性に配慮したアクセス動線を確保する。

IV 業務実施

1 基本事項

（1）事業者の役割

- ・事業者は、要求水準書及び技術提案書に基づく施設の完成を実現できる体制を整えるとともに、設計企業、施工企業及び工事監理企業等の役割分担や、業務間での必要な調整を行い、各企業の能力が十分に発揮できるよう、適切な管理を実施する。

（2）要求水準の確認

- ・事業者は、施設整備の各業務の内容が、要求水準書及び技術提案書に適合しているかの確認を行う。
- ・市は、事業者から提出された要求水準確認計画書及び報告書の内容を確認し、必要に応じて是正等を行う。

（3）コスト管理計画書の作成

- ・事業者は、設計及び施工の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、市に提出する。
- ・業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を、該当部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に市に提出し、変動部分の扱いや対応について協議を行う。

（4）舞台機構、舞台照明及び舞台音響の専門企業

- ・以下の実績等を有する専門企業を定め、業務の開始前に市の承認を得る。
- ・過去10年以内に、1,000席以上のホールを有する劇場・ホール施設の舞台機構、舞台照明、舞台音響設備それぞれを元請として施工実績がある者。

- ・上記の各工事において、舞台機構、舞台照明、舞台音響設備を自ら制作しているあるいは専門メーカーであり、当該据付を実施していること。

2 各種調査業務

- ・事業者は、本施設の整備に伴い必要となる範囲について、電波障害事前調査及び周辺家屋調査を実施する。
- ・また、設計に伴い必要に応じて本敷地に関する地盤調査、敷地測量等の調査を、事業者の負担により任意に行うことができる。

3 設計業務

(1) 概要

- ・事業者は、要求水準書及び技術提案書に基づき、市と十分に協議を行いながら設計業務（基本設計、実施設計）を遂行する。
- ・設計業務と並行して、市による管理運営計画の検討及び策定を予定しており、施設の管理運営は、基本的に事業者の提案内容に基づき検討を行う前提とするが、可能な範囲で管理運営計画との整合や設計内容の調整を行うなど、市と密接な連携を行い、より使いやすく効率的な施設づくりをめざす。

(2) 設計及び施工の工程表の作成

- ・事業者は、基本設計着手前に、設計及び施工の工程表を作成し、市に提出する。

(3) 設計図書の作成

- ・事業者は、設計図面、設計に係る資料、成果品としての基本設計図書及び実施設計図書を作成し、市に提出する。

(4) 完成予想図等の作成

- ・事業者は、実施設計がほぼ終了する段階で、建物の内観及び外観の完成予想図（透視図）及び完成模型を作成し、市に提出する。

(5) 設計内容の説明

- ・事業者は、基本設計の終了前に、市が開催する設計説明会のための資料作成等の協力及び設計内容の説明を行う。

(6) 打合せ記録の作成

- ・事業者は、市及び関連する行政機関等と打合せを行ったときは、打合せ記録を作成し市に提出する。

(7) 各種許認可申請業務

- ・事業者は、設計に伴う開発関連及び高度地区の緩和に関する手続きの他、防災評定や構造、省エネ適合性判定、確認申請など、工事着工に必要となる一切の申請及び手続等を行う。

(8) 交付金申請等補助業務

- ・市は、本施設の各年度を基本とした出来高に応じて、国庫交付金の充当を予定しており、事業者は、交付金申請、その他関連する書類の作成を行う上で必要となる資料の作成に協力する。

(9) 市民ワークショップ等企画運営業務

- ・「育てる広場」のコンセプトに基づき、設計段階など、市民が参画できる機会を創出する市民ワークショップ等を、事業者の企画・運営により複数回行う。
- ・実施主体は事業者とし、具体的な内容は提案によるが、事業費の範囲内で実施結果をできる限り設計に反映するなど、事業者において工夫を行う。
- ・告知や募集、運営など、市においても協力を行う。また、事業者は市が行う市民ワークショップ等についても、協力を行う。

4 施工業務

(1) 概要

- ・建設工事は、技術提案書及び実施設計図書に基づき行うものとし、施工計画、施工体制、建設工事中の記録、報告書等の作成及び提出を行う。
- ・事業者は、建築、設備等の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、市に提出する。また、月間工程表を作成し、前月の末日までに市に提出する。
- ・事業者は、建設に係る金額の出来高を算出し、工事期間中は、その出来高による進捗状況報告書を毎月市に提出する。

(2) 使用材料の詳細に係る確認

- ・事業者は、使用する材料の色、柄及び表面形状等の詳細に係る内容、サンプルについて、適宜市にその内容を提示する。

(3) 既存樹木等の移植・伐採及び工作物等の撤去工事

- ・敷地内の既存樹木の伐採処分、及び既存樹木リストに基づき一部樹木の移植を行う。移植場所については茨木市内の適地とする。また、伐採した樹木の一部を利用し、新施設のベンチ等への再利用を行う。
- ・敷地B北詰めにある既存建物（トイレ）や支障となる照明灯、バックネット、駐輪場（西側水路上部）の撤去及び処分を行う。
- ・敷地Aの北東側（現グラウンド）に埋設されている耐震性貯水槽への既存管の撤去を行う。
なお、提案により施設整備等に支障のない場合は存置可能とする。

(4) 電波障害対策工事

- ・事業者は、施設整備に伴い、周辺への電波障害が発生した場合は、従前の状態に復旧する対策を行う。

(5) 地中障害物の撤去、搬出及び処理

- ・事業者は、地中障害物が発見された場合、必要に応じて撤去、搬出及び処理を適切に行う。

(6) 申請及び届出

- ・事業者は、工事の着手、完了及び供用開始に必要な一切の申請及び届出を行う。

(7) 工事内容の説明

- ・事業者は、建設工事の着工前に、市が開催する工事説明会のための資料作成等の協力及び工事内容の説明を行う。

(8) 定点写真の撮影等

- ・工事の進捗状況を広く市民等に知らせるため、インターネット上のホームページ等への掲載用に、定期的な工事状況の定点写真撮影を行う。

(9) 竣工図書の作成

- ・事業者は、工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現した竣工図書を作成し、建設工事完了後、市に提出する。

(10) ホール等の性能確認及び必要な対応

- ・事業者は、ホール等施設（大ホール、多目的ホール）の音響性能や照明、舞台機構の稼働等の所定の機能性について、要求水準及び事業提案に基づく設計内容が確実に性能発揮できるかどうかのテストを行い、市の確認を得る。
- ・竣工後に市（指定管理者）が行う試聴公演の結果、必要な性能が明らかに不足する場合は、必要な対策を行う。

(11) 施設の保全に係る資料の作成

- ・事業者は、市と協議の上、施設の保全に係る資料として、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な資料を作成し、工事完了後に市に提出する。

(12) 完成写真

- ・事業者は、工事完了後に完成写真を撮影し、市に提出する。

(13) その他

- ・事業者は、工事の周知、施工中の安全確保、施工中の環境保全、災害時等の対応、建設資材等のリサイクルなど、適切な対応を行う。

(14) 備品調達・設置業務

- ・事業者は、舞台備品リスト・一般備品リストに示す備品を調達し、設置を行う。
- ・各備品は新品で、使用目的に沿った適切な機能を有し、各室の用途や空間に相応しいデザイン、素材、色合いとなるよう配慮する。なお、事業者の提案により、各室の用途や空間に応じた造作家具設置による対応も可とする。

5 工事監理業務

(1) 概要

- ・工事監理業務は、建築士法上の工事監理者の立場で行う業務を行う。
- ・事業者は、建設工事着手前に工事監理計画書を作成し、市に提出する。

(2) 工事監理記録等の作成

- ・事業者は、工事監理に関する記録を作成し、毎月市に提出する。

6 その他関連業務

- ・事業者は、ホール等施設に係る市（指定管理者）が行う各種準備業務（例：舞台設備等の稼働確認、試聴公演の開催、管理運営に係る什器等の設置対応など）に対して、必要な範囲で協力を行う。